船舶の新規登録申請

船舶法第5 条第１項

（総トン数２０トン以上の日本船舶）

【申請対象者】

船舶所有者の全員（又は船舶所有者の全員から委任を受けた海事代理士）

【提出時期】

法務局へ日本船舶を登記した後

【申請書様式】

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書〔申請様式第3 号〕

【添付書類】

* 法務局が発行する船舶の登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）又は登記済証
* 証書等の受領に関する情報（添付様式第4 号）
* 委任状（代理人による申請の場合に限る）

【手数料】

* 登録手数料（新規）　２０，１００円（船舶法施行細則第48 条）
  + 所定の様式〔手数料様式第１号〕に収入印紙を貼付
* 船舶国籍証書の交付手数料　４，５００円（英語併記の場合は ７，５００円）（船舶法施行細則第51 条）
  + 所定の様式〔手数料様式第２号〕に収入印紙を貼付

【申請先】

最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）又は、運輸支局（事務所）